

(仮称) 唐津風力発電事業

環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 4 月

合同会社 NWE-09 インベストメント

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	4
(1) 公告の日及び公告方法.....	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	5
(1) 意見書の提出期間	5
(2) 意見書の提出方法	5
(3) 意見書の提出状況	5
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解.....	6

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

平成30年1月31日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成30年1月31日（水）付けの次の日刊新聞紙で公告を実施した（別紙1参照）。

・佐賀新聞

※平成30年2月14日（水）、15日（木）、17日（土）及び18日（日）に開催した説明会についての公告を含む。

② 市のウェブサイトによるお知らせ

唐津市及び伊万里市のウェブサイトによるお知らせを実施した（別紙2-1~2-2参照）。

・唐津市のウェブサイト

<http://www.city.karatsu.lg.jp/seikatsu-kankyou/machi/kenchiku/kaihatsu/houhousyo2.html>

・伊万里市のウェブサイト

<http://www.city.imari.saga.jp/13671.htm>

※平成30年2月14日（水）、15日（木）、17日（土）及び18日（日）にそれぞれの市で開催した説明会についての公告を含む。

③ 県及び事業者のウェブサイトへの情報掲載

下記のウェブサイトに情報が掲載された。

・佐賀県のウェブサイト（別紙2-3参照）

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313942/index.html>

・当社のウェブサイト（別紙2-4参照）

<http://nwe-09-wind.co.jp/>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 8 か所において縦覧を行った。また、当社のホームページにおいて、インターネットを利用した公表を行った。

①自治体庁舎での縦覧

- ・唐津市市民部生活環境課
(佐賀県唐津市西城内 1 番 1 号)
- ・唐津市相知市民センター
(佐賀県唐津市相知町相知 2055 番地 1)
- ・唐津市北波多市民センター
(佐賀県唐津市北波多徳須恵 1097 番地 4)
- ・唐津市佐里上公民館
(佐賀県唐津市相知町佐里 1192 番地)
- ・唐津市志気公民館
(佐賀県唐津市北波多志気 2546 番地 4)
- ・伊万里市市民部環境課
(佐賀県伊万里市立花町 1355 番地 1)
- ・伊万里市大川公民館
(佐賀県伊万里市大川町大川野 3340 番地 1)
- ・伊万里市南波多公民館
(佐賀県伊万里市南波多町井手野 2685 番地 1)

②インターネットの利用による公表

- ・当社のホームページにおいて、方法書及び要約書を公表した (別紙 2-4 参照)。
- ・佐賀県、唐津市、伊万里市のホームページより当社のホームページにリンクをされることにより、方法書及び要約書が参照可能とされた (別紙 2-1～2-3 参照)。

(4) 縦覧期間

平成 30 年 1 月 31 日 (水) から平成 30 年 3 月 5 日 (月) までとした。

自治体庁舎では、土曜日、日曜日及び祝日を除く各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 8 名であった。

(内訳) 唐津市市民部生活環境課	0 名
唐津市相知市民センター	2 名
唐津市北波多市民センター	0 名
唐津市佐里上公民館	0 名
唐津市志気公民館	5 名
伊万里市市民部環境課	1 名

伊万里市大川公民館	0名
伊万里市南波多公民館	0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った（別紙1参照）。伊万里市駒鳴公民館については、地元からの要望により追加した。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成30年2月14日（水） 18時30分から19時40分
- ・ 開催場所：唐津市佐里上公民館（佐賀県唐津市相知町佐里1192番地）
- ・ 来場者数：22名

- ・ 開催日時：平成30年2月15日（木） 18時30分から19時30分
- ・ 開催場所：伊万里市大川公民館（佐賀県伊万里市大川町大川野3340番地1）
- ・ 来場者数：6名

- ・ 開催日時：平成30年2月17日（土） 18時30分から19時20分
- ・ 開催場所：唐津市志気公民館（佐賀県唐津市北波多志気2546番地4）
- ・ 来場者数：32名

- ・ 開催日時：平成30年2月18日（日） 18時30分から19時45分
- ・ 開催場所：伊万里市高瀬公民館（佐賀県伊万里市南波多町高瀬1150番地2）
- ・ 来場者数：21名

- ・ 開催日時：平成30年2月23日（金） 18時30分から19時25分
- ・ 開催場所：伊万里市駒鳴公民館（佐賀県伊万里市大川町駒鳴2580）
- ・ 来場者数：21名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成30年1月31日（水）から平成30年3月19日（月）までの間
（縦覧期間及びその後14日間とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）。

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は7通であり、環境保全の見地からの意見は30件であった。その他（環境保全の見地以外からの意見）は0件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は30件であった。それに対する当社の見解は第2-1表のとおりである。なお、その他（環境保全の見地以外からの意見）は0件であった。

第2-1表 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

1. 動物について－1

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>コウモリ類は、特定の種に限らず、コウモリ群としての生息状況の把握に努めます。また、重要種以外のコウモリについても環境保全措置を講じる予定です。</p>
2	<p>■バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>表「調査、予測及び評価の手法（動物）」をみると、事業者はバットストライクの予測を「定性的」に行うようだが、事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、「定量的な予測手法及びマニュアルも存在」する。よってバットストライクの予測は「できる限り定量的」ではなく「必ず定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、<u>具体的数値を示すこと</u>。</p>	<p>最新の知見を参考に、極力定量的な予測を行うようにいたします。</p>
3	<p>■バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>準備書において、現地調査で使用するバットディテクターの探知距離及びマイクの設置方向を記載いたします。</p>
4	<p>■自動録音バットディテクターによる調査地点について</p> <p>方法書によると「音声モニタリング調査地点」は「植生ごと」に設定しているが、以下の理由から不適切である。必ず風車設置予定範囲に設置すること。</p> <p>①自動録音バットディテクターによる調査の目的は、「植生（環境類型区分）ごとの生物相調査」ではなく、「風力発電機設置地点におけるコウモリの活動量」を求めるために実施する。</p> <p>②同一植生内であっても、コウモリの活動量は場所により異なる。</p>	<p>①ご指摘のとおり、自動録音調査の目的は、「植生（環境類型区分）ごとの生物相調査」とは考えておりません。現時点では、風力発電機の設置位置が確定しておりませんので、設置の可能性のある場所を中心に調査地点を設定しております。</p> <p>②ご意見のとおりと考えますので、現地調査により生息状況の把握に努めます。</p>
5	<p>■自動録音バットディテクターによる調査について</p> <p>「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」と同時に、風速、気温、降雨量、霧の有無を記録し、コウモリの活動量との相</p>	<p>音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）と同時に、風速、風向データを記録します。また、その他の気象データについても最寄りの気象観測所のデータを用いるなどして、コウモリの出現頻度との相関を調べるつもり</p>

（表は次ページに続く）

(表は前ページの続き)

	関を調べること。	です。
6	<p>■自動録音装置のマイク設置高について ブレードが回転するのは「樹冠より上空」である。よってバットディテクターのマイクは「樹冠付近」ではなく、必ず「樹冠より上」に設置すること。さらにマイクに反射板 (BatHat) をつけて上空方向のみの音声を録音すること。</p>	<p>本事業の音声モニタリング調査に用いるバットディテクターは、方法書 292 ページに記載したとおり、風況観測塔では 55m と 15m、樹高棒の活用では 5~10m 及び樹冠部 (樹冠より上) に設置する計画です。また、マイクには、反射板をつけて上空方向の音声を録音いたします。</p>
7	<p>■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで毎日録音すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、音声モニタリングによる調査時間は、日没 1 時間前から、日の出 1 時間後までとし、風況観測塔では、春から秋に連続的に録音することを予定しております。</p>
8	<p>■自動録音バットディテクターによる調査について 他の事業者による自動録音バットディテクター (SM4BAT など) による調査では、欠測が起きている。欠測が出た場合は、データを補完し、原因を記載すること。</p>	<p>音声モニタリング調査において、欠測が出た場合は、原因について記載いたします。</p>

2. 動物についてー 2

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について述べよ 配慮書への意見に対して、事業者の回答はコピーであり論点がずれているので再度意見する。事業者らは「影響の回避」と「影響の低減」の言葉の定義を本当に理解しているのか。 事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップをしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年)に記載されているとおり、以下のように考えております。 回避：行為 (環境影響要因となる事業における行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する (発生させない) こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p> <p>引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない最善の保全措置について検討してまいります。</p>
10	<p>■回避措置 (ライトアップの不使用) について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップをしない措置は、昆虫類の誘因を低減することが可能であると考えられることから、ひいてはコウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」と述べたが、「コウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」という主張は事業者の主観に過ぎない。「ライトアップをしないこと」はコウモリの保全措置として不十分である。</p>	<p>本事業においては、No.10 でご指摘いただいたような内容の回答を行っておりません。</p>
11	<p>■回避措置 (ライトアップの不使用) について 2 ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生して</p>	<p>ご意見のとおり、影響の「回避」ができなければ、影響を「低減」できるような環境影響保全措置を検討してまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	いる。アセスメントでは影要が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	
12	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しており、これが現時点で唯一の「適切なコウモリ類の保全措置（低減措置）」であることは明白な事実である。</p>	ご指摘いただきましたように、引き続き新たな知見の収集を行い、実行可能かつ適切な保全措置を検討してまいります。
13	<p>■ コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本来にあるのだろうか？ 既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	
14	<p>■ コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 1</p> <p>「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切な保全措置の実施」は可能だ。</p>	
15	<p>■ コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないで（保全措置を先延ばしにして）コウモリを見殺しにしてよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べることを。</p>	
16	<p>■ 「安全側」で「適切な保全措置」を実施すること</p> <p>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に多数死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺すな。「コウモリを殺す前」から重点的に調査を行い、「安全側」で「適切な保全措置」を実施すること。</p>	いただいたご意見のとおり、「安全側」で「適切な保全措置」を実施いたします。

3. 動物について－3

No.	意見の概要	事業者の見解
17	<p>■「予測できない」ならば「保全措置をしなくてよいのか」</p> <p>事業者は配慮書への意見に対して「当該地域にお</p>	本事業においては、配慮書への意見に対して、意見の概要 No17～23 に記載されているような回答はしておりません。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	いて、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えます。そのため、順応的管理の考え方を取り入れ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております」と回答した。 1.なぜ調査もしていない段階から、「予測できない」と言い切れるのか？	
18	2.「予測できない」ならば、事業者は何のために「コウモリの現地調査」をするのか？事後調査ありき、ということを示したということか。	
19	3.「現在の知見で予測できない」、ならば、なおさら重点的な現地調査が必要であろう。予測できるまで、コウモリの調査地点及び時期を増やすこと。	
20	4.仮に 100 パーセントの確率で予測できない、としても、それがなぜ、「適切な保全措置」を、事後調査の後まで先延ばしにしてよい根拠になるのか。	
21	5.「追加的な保全措置を検討する」とあるが、具体的に何をどのように追加し、「コウモリ類への影響の低減を図る」のか詳細を述べよ。	
22	6.「順応的管理を行う」とあるが、「順応的管理計画」についての具体的な目標と中身を詳細に示すこと。行き当たりばったり、という管理計画ではないのか？	
23	7.事業者は曖昧な記載をして、「適切な保全措置」をしないつもりではないのか？	
24	■コウモリ類の保全措置について 国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。	ご意見のとおりです。新たな知見を収集し、最善の保全措置について工夫に努めてまいります。
25	■事後調査など信用できない コウモリは小さいので、死体はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	保全措置については、安全側での実施に努めます。また、事後調査は、最新の科学的知見や有識者の助言を参考にしながら実施してまいります。
26	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	ご意見は要約せず、全文を公開いたします。

4. その他

No.	意見の概要	事業者の見解
27	原発より安全なのですすめてほしい。 自然エネルギーを利用して下さい。	ご意見、ありがとうございます。自然エネルギー及び再生可能エネルギーの代表例でもある風力発電の事業を安全に進めてまいります。
28	まだ、調査中との事なので、今後、詳しく行って	今後、詳しい調査を実施して、安全安心な事業を

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	もらい、安全安心な事業をして下さい。	実施してまいります。
29	昔の地図で作成しないで下さい。	市販されている国土地理院の最新地図を使用いたしました。
30	合同会社 NWE-09 インベストメントが計画をし、現在環境アセスメント等の検査を実施されている、『(仮称) 唐津風力発電事業』については、ぜひとも事業が開始されるよう願います。 唐津市で事業をされることで、工事から管理・メンテナンスにかけて雇用の増加が期待できます。また、原子力発電などの発電に頼るよりも安全性の高い自然エネルギー由来の発電方式のほうが、核廃棄物等の処分が難しいごみでず、また、近傍の住民として安心して暮らせます。	ご意見、ありがとうございます。再生可能エネルギーの代表例でもある風力発電は、CO2 を排出しない地球環境に優しい、エネルギー自給率の向上につながる等の特徴があります。また、地域の産業や雇用にもつながります。地元の方々のご意見に配慮し、安全安心な事業を実施してまいります。

○日刊新聞紙における公告

佐賀新聞（平成 30 年 1 月 31 日）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)唐津風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 合同会社NWE109 インベストメント
代表者の氏名 代表社員日本風力エネルギー株式会社
職務執行者アダム・ヘルンハート・ハリーン
事務所所在地 東京都港区虎ノ門四丁目一番二十八号
虎ノ門タワーズオフィス十四階
(仮称)唐津風力発電事業

二、対象事業の名称 種類
風力発電所設置事業
規模 発電設備出力最大五万四千キロワット

三、対象事業実施区域 佐賀県唐津市、伊万里市

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
佐賀県唐津市、伊万里市
唐津市役所市民部生活環境対策課、唐津市相知市民センター、唐津市北波多市民センター、唐津市佐里上公民館、唐津市志気公民館、伊万里市役所市民部環境課、伊万里市大川公民館、伊万里市南波多公民館

五、縦覧の場所・時間

電子縦覧 <http://nwe-09-wind.co.jp/>
期間 平成三十年一月三十一日(水)から
平成三十年三月五日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函くださるか、平成三十年三月十九日(月)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一 唐津市佐里上公民館(佐賀県唐津市相知町佐里一一九二番地)
一月十四日(水) 十八時三十分より

二 伊万里市大川公民館(佐賀県伊万里市大川町大川野三三四〇の二)
一月十五日(木) 十八時三十分より

三 唐津市志気公民館(佐賀県唐津市北波多志気二五四六番地四)
一月十七日(土) 十八時三十分より

四 伊万里市高瀬公民館(佐賀県伊万里市南波多町高瀬二五〇の二)
一月十八日(日) 十八時三十分より

八、問い合わせ先 日本風力エネルギー株式会社
〒一〇五〇〇〇一 東京都港区虎ノ門四丁目一番二十八号
虎ノ門タワーズオフィス十四階
電話〇三(六四五二)九四一〇(担当)足立

インターネットによる「お知らせ」
唐津市のホームページ

唐津市 Karatsu city

文字サイズ変更 [拡大](#) [標準](#) [縮小](#) 色合い変更 [標準](#) [青](#) [黄](#) [黒](#) Foreign Language

Q サイト内検索 [検索](#) > サイトマップ > 組織案内 > 問い合わせ > 携帯サイト

[ホーム](#)

[防災・防犯](#)

[暮らし](#)

[健康・福祉・子育て](#)

[教育・文化・スポーツ](#)

[まち・環境](#)

[産業・ビジネス](#)

[市政情報](#)

[ホーム](#) > [まち・環境](#) > [建築・開発](#) > [開発行為](#) > 「(仮称)唐津風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧および説明会について

開発行為

> [開発行為などにより設置される公共施設などの管理・帰属に関する取り扱い方針 \(平成29年4月1日改正\)](#)

> [「\(仮称\)唐津風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧および説明会について](#)

ツイート いいね! 0

更新日：2018年1月31日

「(仮称)唐津風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧および説明会について

合同会社NWE-09インベストメントが唐津市と伊万里市で計画している風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、以下のとおり縦覧および説明会を実施し、環境保全の見地から意見を受け付けています。

縦覧書類および縦覧場所

1. 縦覧書類：(仮称)唐津風力発電事業に係る環境影響評価方法書
2. 縦覧場所：本庁生活環境対策課、相知市民センター、北波多市民センター、佐里上公民館、志気公民館
3. 事業所HP：[合同会社NWE-09インベストメント \(外部サイトヘリンク\)](#)

対象事業の概要

1. 名称
(仮称)唐津風力発電事業
2. 出力
最大54,000kw
12基程度
4. 位置
唐津市および伊万里市の行政界付近の尾根上(詳しくは、[事業所HP \(外部サイトヘリンク\)](#)をご覧ください)

縦覧期間

平成30年1月31日(水曜日)から平成30年3月5日(月曜日)までの8時30分から17時15分まで
市役所開庁日・公民館閉館日は除きます。

なお、事業者である合同会社NWE-09インベストメントのウェブサイトでも、方法書を公開しています。
こちらは、平日・休日を問わず24時間閲覧が可能です。

意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見書に記入し、次のどちらかの方法で提出してください。

- 事業者への郵送(平成30年3月19日締め切り、当日消印有効)
- 縦覧場所に備え付けの意見書箱への投かん

方法書に関する説明会

以下の日時で、方法書に関する説明会を実施します。

- 佐里上公民館：平成30年2月14日(水曜日) 18時30分から
- 志気公民館：平成30年2月17日(土曜日) 18時30分から

意見書の郵送先

日本風力エネルギー株式会社
〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス14階

問い合わせ

生活環境対策課
佐賀県唐津市西城内1番1号
電話番号：0955-72-9174

問い合わせフォーム

もっと知りたい
唐津まちナビ

旬のイベントを紹介
イベントカレンダー

施設を探す・予約する

よくある質問

各種相談

インターネットによる「お知らせ」
伊万里市のホームページ

The screenshot shows the homepage of Imari City with a navigation menu and a main content area. The main content area features a notice titled "「(仮称)唐津風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧について". The notice includes a list of key dates and information, such as the public review period from January 31 to March 5, 2018, and the public meeting dates on February 15 and 18, 2018. It also provides contact information for the project manager at Nippon Wind Energy Co., Ltd.

伊万里市
IMARI CITY

サイトマップ | サイトの使い方 | 検索 | Foreign Languages

伊万里市 | ふりがな | 色の変更 | 文字を大きく | 拡大方法の説明

トップページ | 暮らしの情報 | 子育て・教育 | たっしやかシニア | 安全・安心 | 公民館・市民活動 | 観光・文化・イベント | 市政情報 | 市の産業・事業者情報

トップページ > 市の組織 > 市民部 > 環境課 > お知らせ > 「(仮称)唐津風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧について

お知らせ

- 6月は環境月間です!
- 平成28年1月からごみの分別区分を一部変更します
- 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の改定に伴う日程等を公表します
- 「(仮称)唐津風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧について

環境課

- お知らせ
- 計画
- 生活環境
- よくある質問
- 会議録

「(仮称)唐津風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧について

ツイート | いいね!

(2018年1月31日更新)

合同会社NWE-09インベストメントが伊万里市及び唐津市において計画している風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、以下の通り縦覧及び説明会が実施され、ご意見を受け付けられております。

縦覧書類

(仮称)唐津風力発電事業に係る環境影響評価方法書

縦覧場所

伊万里市市民部環境課、大川公民館、南波多公民館

縦覧期間

平成30年1月31日(水)～平成30年3月5日(月)

意見書

縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所及び意見をご記入のうえ、意見書箱にご投函ください。

意見書提出期間

平成30年1月31日(水)～平成30年3月19日(月)

電子縦覧

<http://nwe-09-wind.co.jp/>

説明会

- 伊万里市 大川公民館(佐賀県伊万里市大川町大川野3340の1)
2月15日(木)18時30分より
- 伊万里市 高瀬公民館(佐賀県伊万里市南波多町高瀬1150の2)
2月18日(日)18時30分より

お問い合わせ先

日本風力エネルギー株式会社 担当:足立(03-6452-9713)

佐賀県のホームページ


佐賀県
 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり

[Foreign Language](#)
[防災](#)
[救急](#)

背景色 [A](#) [A](#) 標準
 文字サイズ [拡大](#) 標準
 サイト内検索

[くらし・子育て](#)
[健康・福祉](#)
[しごと・産業](#)
[観光・文化・スポーツ](#)
[県土・まちづくり](#)
[県政情報](#)

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [くらし・子育て](#) > [自然・環境・リサイクル](#) > [地球温暖化対策](#) > [制度・計画](#) > 環境アセスメント
[ホーム](#) > [組織\(部署\)から探す](#) > [県民環境部](#) > [環境課](#) > 環境アセスメント

環境アセスメント

[いいね!](#) 0
 [Tweet](#)
[LINEで送る](#)

最終更新日：2018年1月31日 | 県民環境部 環境課 TEL：0952-25-7079 FAX：0952-25-7783 〆：kankyou@pref.saga.lg.jp

現在、インターネットによる公表中の環境影響評価図書について

図書名	事業者名	公表期間	公表内容（リンク先：事業者のホームページ）
（仮称）唐津風力発電 環境影響評価方法書	合同会社NWE-09 インベストメント	平成30年1月31日～ 平成30年3月5日	http://nwe-09-wind.co.jp/2018/01/31/1428/ (外部リンク)

当社のホームページ

(1) トップページ

※平成 30 年 1 月 31 日より掲載



最新情報

- ▶ 2018/01/31 [\(仮称\) 唐津風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について](#)
- ▶ 2018/01/31 [\(仮称\) 唐津風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について](#)
- ▶ 2017/09/14 [\(仮称\) 新温泉風力発電事業 計画段階環境配慮書の縦覧について](#)

[ニュース一覧を見る](#)

(当社のホームページ)

(2) 環境影響評価方法書の縦覧に関するお知らせ



(仮称) 唐津風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

投稿日：2018年1月31日

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 唐津風力発電事業 環境影響評価方法書」を平成30年1月30日付で経済産業大臣へ届出、佐賀県知事、唐津市長、伊万里市長へ送付しました。

環境影響評価方法書について、以下のとおり縦覧を行います。

●方法書の縦覧について

縦覧場所：

唐津市役所市民部生活環境対策課

唐津市相知市民センター

唐津市北波多市民センター

唐津市佐里上公民館

唐津市志気公民館

伊万里市役所市民部環境課

伊万里市大川公民館

伊万里市南波多公民館

縦覧期間：

平成30年1月31日（水）から平成30年3月5日（月）まで
（土、日、祝祭日及び閉庁日を除く。）

縦覧時間：

役場の開庁時（土・日・祝日を除く）

縦覧方法：

縦覧場所にて、環境影響評価方法書、要約書、お知らせ用紙、閲覧用紙及び意見書箱を設置いたします。

閲覧用紙の記入：

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

●インターネットによる縦覧

以下の理由により、縦覧期間のみ閲覧可能となるセキュリティ設定としております。

○ 配慮書の著作権保護のため（調査データを流用防止のため）

○ 出典元の著作権保護のため

○ 不正な改ざんを行い、それを公開されることを防ぐため

上記セキュリティ設定に伴い、**internet explorer(IE)のみ**で閲覧可能でございます。

(chrome、edge、firefox他ブラウザでの閲覧は出来ません。)

最近の投稿

▶ (仮称) 唐津風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

▶ (仮称) 唐津風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 計画段階環境配慮書の縦覧について

▶ (仮称) 島根風力発電事業 計画段階環境配慮書の縦覧について

▶ (仮称) 鳥取風力発電事業 計画段階環境配慮書の縦覧について

▶ (仮称) 鳥取西部風力発電事業 計画段階環境配慮書の縦覧について

▶ (仮称) 唐津風力発電事業 環境影響評価配慮書の縦覧について

各リンクから閲覧ください。

表紙と目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 第2章 対象事業の目的及び内容
 - 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
 - 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
 - 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - 第7章 その他環境省令で定める事項
 - 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 要約書

●意見書の送付について

「(仮称)唐津風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、以下の当社宛先までご郵送ください。

○受付期間：平成30年1月31日（水）から平成30年3月19日（月）まで
（郵送の場合は3月19日消印有効）

○郵送の場合

宛先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階
日本風力エネルギー株式会社 足立 宛

ご意見記入用紙は[こちら](#)ダウンロードください。

○記載事項

- ①氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書について、環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

●お問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階
日本風力エネルギー株式会社 足立
電話番号 03-6452-9410（土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後4時30分まで）

(当社のホームページ)

(3) 環境影響評価方法書の説明会開催に関するお知らせ



合同会社NWE-09インベストメント

会社情報

事業案内

ニュース

連絡先



(仮称) 唐津風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

投稿日：2018年1月31日

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 唐津風力発電事業 環境影響評価方法書」を平成30年1月30日付で経済産業大臣へ届出、佐賀県知事、唐津市長、伊万里市長へ送付しました。

環境影響評価方法書や事業概要について、以下のとおり説明会を行いますので、お近くの会場にお越しください。当日ご都合がつかない方は、他の会場での説明会にも参加可能です。

●住民説明会の開催を予定する場所・日時

1. 唐津市 佐里上公民館（佐賀県唐津市相知町佐里1192番地）
2月14日（水）18時30分より
2. 伊万里市 大川公民館（佐賀県伊万里市大川町大川野3340の1）
2月15日（木）18時30分より
3. 唐津市 志気公民館（佐賀県唐津市北波多志気2546番地4）
2月17日（土）18時30分より
4. 伊万里市 高瀬公民館（佐賀県伊万里市南波多町高瀬1150の2）
2月18日（日）18時30分より

●お問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階
日本風力エネルギー株式会社 足立
電話番号 03-6452-9410（土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後4時30分まで）

最近の投稿

▶ (仮称) 唐津風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

▶ (仮称) 唐津風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 計画段階環境配慮書の縦覧について

▶ (仮称) 島根風力発電事業 計画段階環境配慮書の縦覧について

▶ (仮称) 鳥取風力発電事業 計画段階環境配慮書の縦覧について

▶ (仮称) 鳥取西部風力発電事業 計画段階環境配慮書の縦覧について

▶ (仮称) 唐津風力発電事業 環境影響評価配慮書の縦覧について

会社情報

事業案内

ニュース

連絡先

サイトポリシー

プライバシーポリシー



合同会社NWE-09インベストメント

Copyright (c) Nippon Wind Energy-09 All Rights Reserved.

